

沖縄県個人情報保護審査会答申第 38 号 概要

①件名	「医療保護入院者の入院届」に係る保有個人情報部分開示決定に対する異議申立てについて
②開示請求年月日	平成 25 年 5 月 24 日
③実施機関	沖縄県知事（福祉保健部障害保健福祉課、現・保健医療部健康長寿課）
④決定年月日	平成 25 年 6 月 6 日、平成 25 年 6 月 14 日
⑤決定内容	保有個人情報部分開示決定
⑥決定理由	沖縄県個人情報保護条例第 15 条第 2 号、同第 5 号、同第 6 号に該当
⑦異議申立て年月日	平成 25 年 6 月 28 日
⑧異議申立ての趣旨	本件処分の取消を求める。
⑨異議申立ての理由(要旨)	開示部分の本人事柄に虚偽記載があり、不開示部分にも同様の記載があると疑われるので、開示を求める。
⑩諮問年月日	平成 25 年 7 月 29 日
⑪答申年月日	平成 26 年 7 月 3 日
⑫答申内容	<p>○ 審査会の結論 沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が、「平成 24 年 9 月 14 日付け医療保護入院者の入院届」（以下「本件入院届 1」という。）及び「平成 24 年 8 月 31 日付け医療保護入院者（第 33 条第 2 項）の入院届」（以下「本件入院届 2」という。）について、部分開示決定により不開示とした部分のうち、下記の部分は開示すべきである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件入院届 1 及び本件入院届 2 中の「医療保護入院の必要性について」の不開示部分のうち、第三者情報及び陳述者等を特定されるおそれがある部分以外。 ・本件入院届 1 中の「家庭裁判所の選任年月日及び番号」及び本件入院届 2 中の「家庭裁判所への申請日」。 <p>○ 審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 実施機関の再検討結果を踏まえた部分開示について 本審査会においても実施機関における再検討結果を尊重し、本件入院届 1 及び本件入院届 2 中の「医療保護入院の必要性について」の医師が医療保護入院が必要と判断した診療情報部分については開示すべきであると判断する。</p> <p>(2) 不開示条項の該当性について</p> <p>ア 条例第 15 条第 2 号該当性について 本件入院届 1 中の「家庭裁判所の選任年月日及び番号」及び本件入院届 2 中の「家庭裁判所への申請日」については、異議申立人以外の特定の個人を識別することができるとは認められないため、開示すべきである。</p> <p>イ 条例第 15 条第 5 号該当性について 実施機関において、本号に該当するとし、不開示とした本件入院届 1 中の「生活歴及び現病歴の欄の記載の一部」については、医療保護入院にあたり指定医が診断した結果で医療保護入院の要否判断に関する診断等に係る情報が記載されている。 仮にこれらの情報を開示することとした場合、指定医が記載する内容が形骸化し、簡略化することが懸念され、医療保護入院制度の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められることから、不開示が妥当である。</p> <p>ウ 条例第 15 条第 6 号該当性について 本号を適用し不開示としている本件入院届 1 中の「生活歴及び現病歴の欄の記載の一部」については、本号の適用により不開示とするのではなく、医療保護入院にあたり指定医が診断した結果で医療保護入院の要否判断に関する診断等に係る情報が記載されており、開示することにより、医療保護入院制度の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められるものであるため、条例第 15 条第 5 号の規定により不開示とすることが妥当である。</p>